

城里監査第 2 2 号
令和 6 年 8 月 2 2 日

城里町長 上遠野 修 様

監査委員 五十嵐 由美子
監査委員 阿久津 則 男

経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度城里町水道事業会計及び令和 5 年度城里町下水道事業会計の資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について意見書を提出する。

令和 5 年度城里町公営企業会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期日

令和 6 年 7 月 2 6 日（金）

第 3 審査の方法

経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	20.0%

第 5 審査の意見

資金不足比率については、いずれの会計も黒字となっているため数値として表示されず、経営健全化基準の 20.0%と比較すると下回っている。

特に指摘する事項はないが、一般会計からの補助に頼ることなく収益を確保するとともに、コストの削減により、引き続き財政の健全化に努められたい。